

令和8年度三戸町移住定住応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住定住の促進により、人口減少の抑制を図ることを目的に、新築住宅の取得、中古住宅の取得又は増改築・リフォームを行う者に対し、予算の範囲内において三戸町移住定住応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、その交付等に関して、三戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年三戸町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 長く住むことを前提に町内に住所を有し、かつ、生活の実態があることをいう。
- (2) 移住者 転入前3年以上他の市区町村の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による住民基本台帳をいう。）に記録されている者で、令和8年4月1日以降に定住の意思をもって本町に転入しようとする者又は、申請時において本町に転入後3年以内の者をいう。
- (3) 新築住宅取得 自己の居住の用に供するため住宅を新築し、又は申請時において、検査済証交付日から1年以内の住宅を購入することをいう。
- (4) 中古住宅取得 過去に居住の用に供されたことがある住宅（土地を含む）を、自己の居住の用に供するため購入することをいう。ただし、3親等以内の親族からの購入は除く。
- (5) 町内建築業者 町内に住所を有する法人又は個人の施工業者をいう。
- (6) 増改築・リフォーム 居住する住宅の部屋、便所、浴室、台所等を増改築又は改修することをいう。
- (7) 新婚世帯 申請時において婚姻日から起算して3年以内の夫婦を含む世帯員2名以上の世帯をいう。

(補助事業等)

第3条 補助事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新築住宅取得費助成事業
- (2) 中古住宅取得費助成事業
- (3) 増改築・リフォーム費助成事業

2 前項各号に掲げる補助事業の対象者及び対象経費等は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる経費は補助対象外とする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定による補助金の交付申請は、三戸町移住定住応援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、別表第1に定めるところにより、町長に提出するものとする。

（交付決定の通知）

第5条 規則第4条の規定による補助金の交付決定は、三戸町移住定住応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

（変更等の手続）

第6条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、三戸町移住定住応援事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）にその内容が分かる書類を添付し、町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、町長が軽微な変更と認めた場合は除くものとする。

2 第5条に基づく交付決定後において、出生、婚姻等で世帯員数に変更が生じ、交付決定額に変更が生じる場合は、第1項に定める申請書を提出し変更の交付決定を受けるものとする。

（実績報告）

第7条 規則第9条の規定による実績報告は、三戸町移住定住応援事業実績報告書（様式第4号）によるものとし、別表第1に定めるところにより町長に提出しなければならない。

（補助金の確定の通知）

第8条 町は、第7条の規定による実績報告書の提出があった場合には、補助事業の内容を検査し、補助金を確定し、三戸町移住定住応援事業補助金確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第9条 補助金は、三戸町移住定住応援事業補助金交付請求書（様式第6号）により町長に請求するものとする。

（交付決定の取り消し）

第10条 町長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。

（3）第3条第1項第1号及び第2号の事業に係る補助事業者が、補助金を交付された日から起算して5年以内に当該補助に係る住宅を譲渡又は滅失したとき。ただし、災害等補助事業者の責めに帰さない場合を除くものとする。

（4）その他町長が必要と認めたとき。

（補助金の返還）

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、補

助金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、災害等補助事業者の責めに帰さない場合を除くものとする。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 補助金の給付日から3年未満に転出した場合

(2) 半額の返還

補助金の給付日から3年以上5年以内に転出した場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月14日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1（第3条、第4条、第7条、第9条関係）

ア 新築住宅取得費助成事業

対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 工事請負契約額1,000万円を超える新築住宅の取得であること。</p> <p>(2) 世帯全員に町税等の滞納がないこと。</p> <p>(3) 当該事業以外に、別表第2に定めるその他の補助金等を受けないこと。</p> <p>(4) 町内会に加入すること又は加入していること。</p> <p>(5) 過去に当該事業による助成を受けていないこと。</p> <p>(6) 令和9年3月31日までに引き渡し完了すること。</p>
対象経費	<p>建設業許可を受けた施工業者により建築された新築住宅取得に要する費用（以下「取得価額」という。）とする。</p> <p>※対象となる住宅は居住部に台所、便所、浴室及び居室を有し、延べ床面積の2分の1以上が自己の居住の用に供する建築物をいう。（店舗・事務所等に専有する床面積の部分の金額を除く）</p>
補助金	<p>次の額を上限とする。</p> <p>1 基本額</p> <p>(1) 移住者 都市計画区域内への新築の場合 【150万円】 都市計画区域外への新築の場合 【50万円】</p> <p>(2) 移住者以外 【50万円】</p> <p>2 加算</p> <p>(1) 町内建設業者が建築する場合 移住者 【25万円】 移住者以外 【12.5万円】</p> <p>(2) 対象者が新婚世帯の場合 移住者 【50万円】 移住者以外 【50万円】</p> <p>(3) 世帯に中学生以下の子が含まれる場合（移住者のみ場合） 【25万円/人（最大3名分）】</p>
申請手続	<p>提出書類</p> <p>(1) 三戸町移住定住応援事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>(2) 別紙1（新築住宅取得費助成事業用）</p> <p>(3) 住民票謄本（町外に住民登録のある方で、本籍、続柄の記載があるもの）</p> <p>(4) 取得価額を明らかにできる書類（売買契約書、工事請負契約書等の写し）</p> <p>(5) 見積書等取得価額の詳細が分かる書類</p> <p>(6) 施工者が建設業法に基づく許可を受けた者であることを証明する書類</p> <p>(7) 誓約書（様式第7号）</p> <p>(8) 都市計画区域内にあつては建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証、都市計画区域外にあつては確認済証又は、建築工事届の写し</p> <p>(9) 着工前写真（建築敷地2～3方向）</p> <p>(10) その他町長が必要と認める書類</p>
実績報告	<p>1 報告期限 引き渡し完了後又は住所移転後報告すること。</p> <p>2 提出書類</p> <p>(1) 三戸町移住定住応援事業実績報告書（様式第4号）</p> <p>(2) 建物の登記事項証明書</p> <p>(3) 確認済証の交付がある住宅は、検査済証の写し</p> <p>(4) 取得した費用を明らかにできる書類（領収書又は口座振込証明書若しくはこれに準ずるものの写し）</p> <p>(5) 引渡書又は住民票謄本（住所移転後のもの）</p> <p>(6) 完成写真</p> <p>(7) その他町長が必要と認める書類</p>

備考 算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。

イ 中古住宅取得費助成事業

対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 物件取得にかかる費用が30万円を超える中古住宅の取得であること。</p> <p>(2) 世帯全員に町税等の滞納がないこと。</p> <p>(3) 当該事業以外に、別表第2に定めるその他の補助金等を受けていないこと。</p> <p>(4) 町内に加入すること又は加入していること。</p> <p>(5) 過去に当該事業による助成を受けていないこと。</p> <p>(6) 令和9年3月31日までに引き渡しが完了すること。</p>
対象経費	<p>中古住宅取得に要した費用。</p>
補助金	<p>基本額については、対象経費の3分の1以内の額とする。 上限額は以下のとおりとする。</p> <p>1 基本額</p> <p>(1) 移住者 【75万円】</p> <p>(2) 移住者以外 【30万円】</p> <p>2 加算</p> <p>(1) 対象者が新婚世帯の場合 【25万円】</p>
申請手続	<p>提出書類</p> <p>(1) 三戸町移住定住応援事業補助金交付申請書(様式第1号)</p> <p>(2) 別紙2(中古住宅取得費助成事業用)</p> <p>(3) 住民票謄本(町外に住民登録のある方で、本籍、続柄の記載があるもの)</p> <p>(4) 取得に要する費用が明らかにできる書類(売買契約書等)</p> <p>(5) 取得価格の詳細がわかる書類</p> <p>(6) 中古住宅の外観写真</p> <p>(7) 誓約書(様式)第7号</p> <p>(8) その他町長が必要と認める書類</p>
実績報告	<p>1 報告期限</p> <p>引き渡し完了後又は住所移転後報告すること。</p> <p>2 提出書類</p> <p>(1) 三戸町移住定住応援事業実績報告書(様式第4号)</p> <p>(2) 建物の登記事項証明書</p> <p>(3) 取得に要した費用を明らかにできる書類(領収書又は口座振込証明書もしくはこれに準ずるものの写し)</p> <p>(4) 引渡書又は住民票謄本(住所移転後のもの)</p> <p>(5) その他町長が必要と認めるも書類</p>

備考 算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。

ウ 増改築・リフォーム助成事業

対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 30万円を超える増改築・リフォームであること。</p> <p>(2) 世帯全員に町税等の滞納がないこと。</p> <p>(3) 町内会に加入すること又は加入していること。</p> <p>(4) 当該事業以外に、別表第2に定めるその他の補助金等を受けていない。</p> <p>(5) 過去5年間、当該事業による助成を受けていないこと。</p> <p>(6) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに完了すること。</p>
対象経費	<p>町内建築業者が施工する増改築・リフォーム工事に要した費用(別表第2に掲げる費用を除く。)</p>
補助金	<p>基本額については、対象経費の3分の1以内の額とする。 上限額は以下のとおりとする。</p> <p>1 基本額</p> <p>(1) 移住者 【75万円】</p> <p>(2) 移住者以外 【20万円】</p> <p>2 加算</p> <p>(1) 対象が新婚の場合 【25万円】</p>
申請手続	<p>提出書類</p> <p>(1) 三戸町移住定住応援事業補助金交付申請書(様式第1号)</p> <p>(2) 別紙3(増改築・リフォーム助成事業用)</p> <p>(3) 増改築・リフォーム工事に要する費用を明らかにできる書類(工事見積書等の写し)</p> <p>(4) 増改築面積が10㎡を超える場合は、都市計画区域内にあっては建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく確認済証の写し、都市計画区域外にあっては建築工事届の写し</p> <p>(5) 着工前写真</p> <p>(6) 誓約書(様式第7号)</p> <p>(7) その他町長が必要と認める書類</p>
実績報告	<p>1 報告期限 工事終了後速やかに報告すること。</p> <p>2 提出書類</p> <p>(1) 三戸町移住定住応援事業実績報告書(様式第4号)</p> <p>(2) 工事に要した費用を明らかにできる書類 (領収書又は口座振込証明書若しくはこれに準ずるものの写し)</p> <p>(3) 出来型のわかる書類(図面等)</p> <p>(4) 完成写真</p> <p>(5) その他町長が必要と認める書類</p>

備考 算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。

別表第2（第3条関係）

新築住宅取得費及び中古住宅取得費並びに増改築・リフォーム助成事業に係る補助対象外経費

補助対象外経費の内容	備考
外構工事	敷地内の舗装工事、管路工事のみとなる給排水工事、浄化槽設置工事、造園植栽工事等
その他の工事といえないもの	シロアリ駆除、防虫・消毒、ハウスクリーニング
塗装工事及び壁紙の張替え	付帯するシーリング、コーキング工事も含む。
家具・家電製品及び給湯器・冷暖房機の購入又は設置	・タンス、掃除機、テレビ、冷暖房機等 ・システムキッチン等の躯体と一体のものは交付対象経費とする。
電話やインターネット等の配線工事	
アンテナ工事	テレビ等
住宅と別棟になる建築物・工作物のリフォーム工事や新築工事	カーポート、屋外物置等
直営工事	申請者によるリフォーム工事の実施
共同住宅の共有部分	玄関外の階段、廊下など
アパート等、賃貸物件の増改築・リフォーム	
当該機能を発揮している設備等の更新及び交換	
結婚新生活支援事業以外の、その他の公的支給や補助金の交付が決定されているもの	介護保険居宅介護(予防)住宅改修費、三戸町耐震改修促進事業補助金、すまい給付金、三戸町水洗便所改造等工事支援制度等による工事等

※この表に掲示のない工事は個別審査による。